

別表十七（二の二） 付表三の記載の仕方

この明細書は、内国法人が措置法第66条の5の2第7項（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は平成31年改正前の措置法第66条の5の2第8項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。